

# 江東区民健康意識調査業務委託実施要領

## 1 事業の趣旨・目的

令和元年度から令和6年度までを計画期間とする「江東区健康増進計画（第二次）」（当初策定時の計画期間は令和5年度までであったが、国の「健康日本21（第二次）」・東京都の「東京都健康推進プラン21（第二次）」の計画期間が1年延長されたため1年延長）の後継計画として、令和7年度から令和11年度まで（終了年度については予定）を計画期間とする「江東区健康増進計画（第三次）」（以下、計画）の策定（計画策定年度は令和6年度）に向けて、江東区民の健康意識・実態等を把握し、計画の基礎資料として活用するため、江東区民健康意識調査（以下、調査）を実施する。

計画の基礎資料として調査結果を活用するためには、区民の健康意識や実態等の的確な把握、専門的知見からの課題分析、調査対象者に配慮した調査票設計などが欠かせない。そこで民間事業者の持つノウハウやアイデアを活かした提案を広く求め、より効率的・効果的な調査を実施するために、以下のとおり調査業務を受託する事業者を公募する。

## 2 業務概要

(1) 業務名 江東区民健康意識調査業務委託（令和5年度実施）

(2) 業務内容 別紙「企画提案仕様書」（1）のとおり

(3) 契約期間 契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

(4) 委託上限額 6,908,000円（消費税込）

(5) 留意事項

- ①本公募による業務委託は「調査業務委託」のみであるが、令和6年度事業委託予定の「計画策定業務委託」と密接な関係があるため、両業務委託を合わせた提案内容について審査を行う。
- ②「計画策定業務委託」の委託上限額は、8,056,800円（消費税込）とし、別紙「企画提案仕様書」（2）のとおり、企画提案を募るが、当該額は令和6年第1回区議会定例会における令和6年度当初予算の議決を前提としているため、変更する可能性がある。
- ③「調査業務委託」について、受託者が良好な成績で遂行したと江東区が認めた場合、令和6年度事業委託予定の「計画策定業務委託」について、契約の相手方とする場合がある。

## 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27 江総経第 3281 号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）。
- (6) 都内又は近県（千葉県・埼玉県・神奈川県）に事業所（支店・営業所を含む）を有し、平成 29 年度以降、国又は地方自治体が実施した健康に関する調査業務及び健康に関する計画策定業務を受託した実績を有すること。

#### 4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間  
令和 5 年 3 月 17 日（金）～令和 5 年 4 月 14 日（金） 午後 5 時
- (2) 質問受付期間  
令和 5 年 3 月 17 日（金）～令和 5 年 3 月 31 日（金）
- (3) 質問回答日  
令和 5 年 4 月 5 日（水）
- (4) 参加表明書提出期限  
令和 5 年 4 月 7 日（金） 午後 5 時
- (5) 企画提案書等提出期限  
令和 5 年 4 月 14 日（金） 午後 5 時
- (6) 第一次審査結果通知  
令和 5 年 5 月 8 日（月）までに通知
- (7) 第二次審査  
令和 5 年 5 月 22 日（月）
- (8) 最終選定結果通知  
令和 5 年 5 月 29 日（月）

## 5 参加手続

### (1) 実施要領の公表

- ① 公 募 期 間：令和5年3月17日（金）～令和5年4月14日（金）午後5時
- ② 公 募 方 法：江東区ホームページにて公表  
(<https://www.city.koto.lg.jp/053101/20190319puropo.html>)

### (2) 質疑・回答

- ① 質問受付期間：公募開始～令和5年3月31日（金）午後5時必着
- ② 質 問 方 法：質問がある場合は、質問票【様式6】に記載し、電子メールにより、11 担当所管まで提出すること。
- ③ 回 答 日 時：令和5年4月5日（水）まで
- ④ 回 答 方 法：質問の回答は江東区ホームページに掲示し、個別回答は行わない。

### (3) 参加表明書等 【様式1・2】・会社概要の提出

- ① 提 出 期 限：令和5年4月7日（金） 午後5時厳守  
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
- ② 提 出 方 法：持参（平日の午前9時～午後5時）又は郵送  
※郵送の場合、期限までに必着のこと。  
※提出先は、11 担当所管まで。

### (4) 企画提案書等 【様式3～5】・見積書（調査業務・計画策定業務）の提出

- ① 提 出 期 限：令和5年4月14日（金） 午後5時厳守  
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
- ② 提 出 方 法：持参（平日の午前9時～午後5時）又は郵送  
※郵送の場合、期限までに必着のこと。  
※提出先は、11 担当所管まで。

## 6 提出書類

- (1) 参加表明書【様式1】・・・1部
- (2) 類似業務実績書【様式2】・・・1部 3参加資格（6）の健康に関する調査業務及び健康に関する計画策定業務を受託した実績が確認できる書類(契約書表紙の写し)を添付すること。
- (3) 作業計画書【様式3】・・・10部
- (4) 企画提案書（調査業務委託）（表紙【様式4】）・・・10部
- (5) 企画提案書（計画策定業務委託）（表紙【様式5】）・・・10部
- (6) 会社概要・・・10部
- (7) 見積書（調査業務委託）・・・正本1部
- (8) 見積書（計画策定業務委託）・・・正本1部

### 【書類作成時の留意事項】

- ・(1)、(2) は指定の様式を使用し、A4サイズ1ページで作成すること。
- ・(3) は指定の様式を使用し、A4サイズ2ページ以内で作成すること。
- ・(4)、(5) は指定の様式を表紙とし、任意様式A4サイズ30ページ以内（両面印刷可）で作成すること。また、提案内容は様式(4)、(5)に記載されている項目および順番に沿った形で作成すること。
- ・追加の資料提出、提出書類の補正等を求める場合がある。
- ・作成にかかる費用は参加者負担とする。また、提出書類は、返却しない。
- ・提出書類は情報開示請求の対象となり（法令で定める非該当事由に該当する項目は除く）、開示請求があった場合、江東区情報公開条例に基づき公開することがある。
- ・企画提案書の内容で仕様確定とするものではない。

## 7 選定方法・評価方法

公募型プロポーザル方式により受託事業者を決定する。各事業者の企画提案の審査は、江東区民健康意識調査業務委託事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において行う。

### (1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

### (2) 第一次審査（書類審査）

提出書類について書類審査を実施し、上位3者程度を第一次審査通過者として選定する。

### (3) 第二次審査（プレゼンテーション）

① 第一次審査通過者について、プレゼンテーション審査を実施する。会場・時間等の詳細は、1次審査結果とともに通知する。時間は、1者あたり30分（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分程度）とする。

② 説明は、業務責任者が同席し、本業務を主体的に担当するものを行う。参加人数は3名までとする。プレゼンテーションの実施にあたっては、パソコンの使用を認めるが、必要な機器は持参すること（電源、スクリーン、プロジェクターは区で用意する。）

### (4) 候補者の選定について

① 委員会の審査結果に基づき、(2)、(3)の総合点が最も高い上位1者を委託候補者として決定する。

② 最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

③ ①、②に関わらず、総合点が6割未満の場合は、候補者として選定しない。

④ 第1順位の委託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出条件に違反した場合
- ③ 見積書の金額が委託上限額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 8 選定結果の通知・公表

第一次審査後、企画提案書を提出した全ての事業者へ審査結果をメール及び書面にて通知する。また、第二次審査後、プレゼンテーションに参加した全ての事業者へ選定又は非選定の結果を書面で通知するとともに、下記項目について江東区ホームページにて公表する。

### 【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点
  - ※ (1) 以外の参加者の名称は、ABC表記とする。
  - ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

## 9 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## 10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び見積書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書及び見積書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負

担とする。

(6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(7) 審査期間中の審査内容についての問い合わせには一切応じない。

## 1.1 担当所管

江東区健康部（保健所）健康推進課がん対策・地域医療連携係 田中・平田

（窓口番号2階9番）

〒135-0016 江東区東陽2-1-1

電話：03-3647-5889 Fax：03-3615-7171

E-mail：260303@city.koto.lg.jp